特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	交野市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金及び 住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の 支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

交野市は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金及び住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

交野市長

公表日

令和5年7月14日

阻油桂却

_I 関連情報							
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務						
①事務の名称	①交野市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 ②交野市住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の支給に関する事務						
②事務の概要	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を大きく受ける低所得世帯(住民税非課税世帯)にし、1世帯3万円の給付金を支給する。 ②住民税非課税世帯に対する給付金の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯5円を支給し、対象世帯の児童に対して1人あたり5万円を支給する。 本給付金はマイナンバー制度に基づく情報連携について、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定により、「特定公的給付」に指定されている。						
③システムの名称	住民情報システム、給付金システム、中間サーバー						
2. 特定個人情報ファイル	名						
臨時特別給付金支給対象者	ファイル、住民情報ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第 9条第1項、別表第一の第101の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2(第121項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	臨時特別給付金推進室						
②所属長の役職名	臨時特別給付金推進室長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求						
請求先	〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 総務部 総務課 電話072-892-0121						
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒576-8501 大阪府交野市私部1丁目1番1号 交野市役所 臨時特別給付金推進室 電話072-892-0121						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年7月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和5年7月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価	書]		-	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「重点項目評価書 「全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	-	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を	除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続			しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3 <u>)課題が残されている</u> <選択肢>		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・注	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[O]	内部監査	[] 外部監	查	
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	-	<選択肢> 1)特に力を入れて行っ 2)十分に行っている 2)十分に行っている	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明